

# 司法書士試験 雛形 コレクション 266 商業登記法〈第2版〉

LEC専任講師 海野 穎子・執筆

## 266個の頻出雛形を網羅



「会社法人等番号」の改正に対応した最新版!  
司法書士受験業界の第一線で活躍する海野講師が執筆  
すべての雛形に海野講師のコメント付き

LEC 東京リーガルマインド 編著

### 第2版はしがき

先般、商業登記法及び商業登記規則が改正され、平成27年10月5日から施行されております。これに伴い、会社法人等番号が登記簿に記録されることとなり（商業登記法第7条），登記事項証明書の様式が変更され、さらに、登記の申請時に、会社法人等番号を記載することにより、登記事項証明書の添付を省略することができるようになりました（商業登記法第19条の3）。

本書においても、これらを踏まえて記述の内容を見直すこといたしました。

旧版と同様に、本書が司法書士受験生の合格への一助となることを祈っております。

平成28年7月

L E C 司法書士専任講師

海野 穎子

### はしがき

司法書士試験の記述式問題は、不動産登記法・商業登記法各1題出題され、その配点は280点満点中70点を占めることから、司法書士試験合格には記述式対策が欠かせないものとなっております。近年、難化していると言われている記述式問題ですが、実は問題の「質」が難化しているというより、「量」、特に事務処理量の多さが記述式問題を難しくさせていると指摘されています。特に、午後科目は択一式35問に加えて記述式問題を解かなくてはならないことから、時間との戦いであり、多くの受験生が、どうすればもっと「早く」、「正確に」記述問題を解くことができるのか日々頭を悩ませていることでしょう。

その点、私は、記述式問題を「早く」「正確に」解くためには、「雛形の完全攻略」が必要だと考えています。合格者とそうでない方の間には、歴然たる「雛形学習のレベルの差」が存在します。記述式問題で「何を書くべきか気付いた瞬間に手が動いている」「申請書の解答欄でどう書くべきかでただの一瞬も悩まない」という状態が、合格者のレベルです。解答欄の一欄ごとに、たとえ10秒であっても「どう書くのか？」と悩めば、本試験の解答欄の多さを考えるに、何分ものロスになってしまいます。以上の理由から、記述で時間短縮をしたい受験生には、まず、雛形の完全暗記を達成してもらいたいと思います。遠回りのようで、それが一番の近道のはずです。

本書は、司法書士試験の記述式問題攻略のために絶対必要な商業登記法雛形の266を掲載するものです。従来の同種書籍は、重要な雛形を厳選し、掲載するものが多かったように感じます。しかし、本書はその雛形の網羅性に重点を置きました。目次と索引によって、「調べたい雛形がきっと見つかる」ことを目指し、記述式対策の際に、司法書士受験生のマストアイテムとして機能することを期待しております。

さらに、ただ漫然と雛形を掲載するのでは暗記できたかの判断が難しいため、一問一答形式の記述式問題を挿入することにより、本書のみによる各自学習の効率化を図っております。

また、全ての雛形に関して「海野講師コメント」として解説を加えることにより、講義を聴いているのと同種の情報を得ることができるようにも工夫しております。なお、コメント欄における法人の登記事項証明書に関しては、原則として登記事項証明書を提供することを前提としています。

なお、本書は、平成26年会社法大改正に伴う商業登記法の通達（平成27年2月6日民商第14号）及び、平成27年2月27日施行の商業登記規則改正にも完全対応しております。平成26年から27年にかけて相次いだ、会社法・商業登記法関連の改正に全て対応しておりますので、最新情報をチェックしたい受験生の皆様のお役立てることと思います。

本書が、多くの司法書士受験生の合格のためにお役に立つことを願ってやみません。

なお、時間に余裕のない私に代わって校正・編集面で全面的にサポートして下さった司法書士制作課スタッフのみなさん、特に土居俊太良さんには大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。

平成27年6月

L E C 司法書士専任講師

海野 穎子

## 法令等の引用

法令等は次のとおり引用しております。

会	会社法(平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号)
施規	会社法施行規則（平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 12 号）
計規	会社計算規則（平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 13 号）
整備	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年 7 月 26 日法律第 87 号)
商登	商業登記法(昭和 38 年 7 月 9 日法律第 125 号)
商登規	商業登記規則（昭和 39 年 3 月 11 日法務省令第 23 号）
民	民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）
登録税	登録免許税法(昭和 42 年 6 月 12 日法律第 35 号)

## 本書の使い方・注意点

1. 本書は、司法書士試験の記述式問題で出題される可能性のある申請書の雛形について、合計 266 のパターンを掲載しております。定款変更(商号区・目的区)に関する登記、定款変更(株式・資本区)に関する登記、資金調達に関する登記、会社の計算に関する登記、機関・役員に関する登記、本店及び支店に関する登記、支配人に関する登記、設立の登記、解散・清算に関する登記、登記の更正・抹消に関する登記、特例有限会社に関する登記、組織再編に関する登記の分野に分けて掲載しております。
2. 重要な雛形に関しては 64 題の事例問題を掲載しております。事例問題にチャレンジしながら、その問題に関連する各種雛形を順に確認して頂くこともできますし、自分の苦手な分野についての事例問題及び雛形のみを集中的に確認して頂くこともできます。
3. 頁の体裁としては、まず「申請書の雛形」、どの添付情報が必要になるのかを分かりやすく記載した「申請構造」、その雛形に関しての「講師コメント」の 3 点からなっております。講師コメントは、本書が申請書の雛形を攻略する目的のためのものであることから、申請書の雛形の理解に必要なものを厳選して記載しております。択一で出題される細かい先例知識等の対策には、各自択一対策用意のテキストなどをお使いください。

## 免許税ピックアップ

### 1 会社に関する登記の登録免許税

#### 1-1 本店所在地

【図表 会社につきその本店の所在地においてする登記（清算に係る登記を除く。）】

登記の種類	根拠	課税価格	税率
株式会社の設立の登記 (新設合併・組織変更・新設分割による設立の登記を除く。)	24(一)イ	資本金の額	1000分の7 (これによって計算した税額が15万円に満たないときは、申請件数1件につき15万円)
合名会社の設立の登記 合資会社の設立の登記 (新設合併・組織変更・新設分割による設立の登記を含む。)	24(一)ロ	申請件数	1件につき6万円
合同会社の設立の登記 (新設合併・組織変更・新設分割による設立の登記を除く。)	24(一)ハ	資本金の額	1000分の7 (これによって計算した税額が6万円に満たないときは、申請件数1件につき6万円)
株式会社の資本金の増加の登記 合同会社の資本金の増加の登記 (吸収合併・吸收分割による資本金の額の増加の登記を除く。)	24(一)ニ	増加した資本金の額	1000分の7 (これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)
新設合併・組織変更による株式会社の設立の登記 新設合併・組織変更・種類の変更による合同会社の設立の登記	24(一)ホ	資本金の額	1000分の1.5 (新設合併により消滅した会社又は組織変更若しくは種類の変更をした会社の当該新設合併又は組織変更若しくは種類の変更の直前ににおける資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000分の7) (これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)
吸収合併による株式会社の資本金の増加の登記 吸収合併による合同会社の資本金の増加の登記	24(一)ヘ	増加した資本金の額	1000分の1.5 (吸収合併により消滅した会社の当該吸収合併の直前ににおける資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000分の7) (これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)

登記の種類	根拠	課税価格	税率
新設分割による株式会社の設立の登記 新設分割による合同会社の設立の登記	24(一)ト	資本金の額	1000分の7 (これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)
吸収分割による株式会社の資本金の増加の登記 吸収分割による合同会社の資本金の増加の登記	24(一)チ	増加した資本金の額	1000分の7 (これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)
新株予約権の発行による変更の登記	24(一)ヌ	申請件数	1件につき9万円
支店の設置の登記	24(一)ル	支店の数	1箇所につき6万円
本店の移転の登記 支店の移転の登記	24(一)ヲ	本店又は支店の数	1箇所につき3万円
取締役会、監査役会、監査等委員会若しくは指名委員会等に関する事項の変更の登記	24(一)ワ	申請件数	1件につき3万円
取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役、会計監査人、指名委員会等の委員、執行役若しくは代表執行役若しくは社員に関する事項の変更（会社の代表に関する事項の変更を含む。）の登記	24(一)カ	申請件数	1件につき3万円 (資本金の額が1億円以下の会社については、1万円)
支配人の選任の登記	24(一)ヨ	申請件数	1件につき3万円
支配人の代理権の消滅の登記	24(一)ヨ	申請件数	1件につき3万円
取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役若しくは指名委員会等の委員、執行役若しくは代表執行役の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任、社員の業務執行権の消滅、職務執行の停止若しくは職務代行者の選任の登記	24(一)タ	申請件数	1件につき3万円
会社の解散の登記	24(一)レ	申請件数	1件につき3万円
会社の継続の登記 合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社の回復の登記 会社の設立の無効の登記 会社の設立の取消しの登記	24(一)ゾ	申請件数	1件につき3万円

登記の種類	根拠	課税価格	税率
登記事項の変更、消滅又は廃止の登記 (これらの登記のうちイからツまでに掲げる登記に該当するものを除く。)	24(一)ツ	申請件数	1件につき3万円
登記の更正の登記	24(一)ネ	申請件数	1件につき2万円
登記の抹消	24(一)ナ	申請件数	1件につき2万円

### 1-2 支店所在地

【図表 会社につきその支店の所在地においてする登記（清算に係る登記を除く。）】

登記の種類	根拠	課税価格	税率
(1)のイからツまでに掲げる登記	24(二)イ	申請件数	1件につき9,000円（申請に係る登記が、(1)カに掲げる登記に該当するもののみであり、かつ資本金の額が1億円以下の会社の申請に係るものである場合には、6,000円）
登記の更正の登記 登記の抹消	24(二)ロ	申請件数	1件につき6,000円

### 1-3 清算に関する登記

【図表 会社につきその本店（又は支店）の所在地においてする清算に係る登記（外国会社につき、その営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする清算に係る登記を含む。）】

登記の種類	根拠	課税価格	税率
・最初の（代表）清算人の登記 ・清算人会設置会社である旨の登記 (基本通達 第2部第5の2(2)ウ(7))	24(四)イ	申請件数	1件につき9,000円
・（代表）清算人の職務執行の停止 ・その取消し・変更の登記 ・（代表）清算人の職務代行者の選任・解任・変更の登記	24(四)ロ	申請件数	1件につき6,000円
・清算の結了の登記	24(四)ハ	申請件数	1件につき2,000円

- 登記事項の変更・消滅・廃止の登記（口に該当するものを除く。）

**【図表「清算に関する登記事項の変更登記（登録免許税が6,000円）」（「ハンドブック」p503）】**

含まれる→○、含まれない→×

・(清算株式会社の) 支店廃止	× (ツ)
・(清算株式会社の) 本店移転	× (ヲ)
・(清算株式会社の) 監査役の変更（登記研究364-82）	× (カ)
・(清算手続開始後の) 新たな清算人の就任による変更	○
・清算人の退任による変更	○
・清算手続開始後の清算人会設置会社の定めの設定（基本通達p73；第2部第5の2(2)ウ(ウ)b）	○
・清算人会設置会社の定めの廢止（同先例）	○

- 登記の更正の登記
- 登記の抹消

24(四)ニ

申請件数

1件につき  
6,000円

## **本書掲載の事例問題における答案作成に当たっての注意事項**

---

※ 本書記載の事例問題を解くにあたっては、下記注意事項を前提にご検討ください。

- 1 申請会社においては、明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めはないものとする。
- 2 登記申請が可能な事項については、必要な書類がすべて調っているものとする。
- 3 登記懈怠については考慮しないものとする。
- 4 登記申請書以外の用紙に記載又は電磁的記録に記録することができる事項についても「別紙のとおり」「別添F Dのとおり」等とはせずに記載すること。
- 5 同一氏名又は名称である者については、同一人であるものとする。
- 6 申請会社の役員等は、問題文に別段の定めがある場合を除き、すべて選任又は選定と同日に就任している。
- 7 株券を発行する旨の定めがある場合には、申請会社は、発行済株式のすべてについて株券を発行しており、株券提供公告が必要な場合は適法に公告されている。
- 8 決議された事項について、種類株主総会の決議が必要となる場合には、別途、適法に決議されているものとする。
- 9 役員の氏名等については、一部A、Bなどアルファベットを用いて表記している。
- 10 商業登記法の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書については、会社法人等番号を提供する方式によって申請しているものとする。
- 11 会社法第322条第1項各号に掲げる事項についての定款変更に関しては、種類株主に損害を及ぼすおそれはないものとする。
- 12 登記申請書に添付すべき書面について、他の書面を援用することができることが明らかなときであっても、援用はしないものとする。
- 13 問題文に別段の定めがある場合を除き、登記申請日は、平成29年7月1日とする。
- 14 土休日については、考慮しないものとする。

# 目 次

第1編 株式会社に関する登記 .....	1
第1章 定款変更(商号区・目的区)に関する登記 .....	1
第1節 商号変更 .....	3
第2節 目的変更 .....	7
第3節 公告方法の変更 .....	9
第4節 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記 .....	17
第2章 定款変更(株式・資本区)に関する登記 .....	21
第1節 発行可能株式総数の変更・発行可能種類株式総数の変更 .....	23
第2節 株券を発行する旨の定め(株券発行会社である旨) .....	29
第3節 株式の譲渡制限に関する規定 .....	31
第4節 株主名簿管理人に関する登記 .....	39
第5節 株式の内容・種類株式に関する登記 .....	45
第6節 株式の消却 .....	75
第7節 株式の併合 .....	79
第8節 株式の分割 .....	82
第9節 株式無償割当て .....	85
第10節 単元株式数 .....	89
第3章 資金調達に関する登記 .....	95
第1節 募集株式の発行 .....	97
第2節 新株予約権に関する登記 .....	113
第4章 会社の計算に関する登記 .....	155
第1節 資本金の額の増加 .....	157
第2節 資本金の額の減少 .....	163
第5章 機関・役員に関する登記 .....	169
第1節 取締役会設置会社における取締役及び代表取締役の就任の登記 .....	171
第2節 取締役会非設置会社における取締役及び代表取締役の就任の登記 .....	179
第3節 取締役会設置会社の登記 .....	195
第4節 特別取締役による議決の定め及び特別取締役の登記 .....	205
第5節 会計参与設置会社及び会計参与の登記 .....	209
第6節 監査役設置会社及び監査役の登記 .....	213
第7節 監査役会設置会社の登記 .....	221
第8節 会計監査人設置会社及び会計監査人の登記 .....	225
第9節 指名委員会等設置会社の登記 .....	230
第10節 監査等委員会設置会社の登記 .....	237
第11節 退任の登記 .....	243

第12節	社外取締役、社外監査役である旨の登記の抹消.....	303
第13節	取締役等の住所・氏名等の変更の登記 .....	307
第14節	役員等の責任の免除に関する登記 .....	317
第15節	責任限定契約に関する登記 .....	319
第6章	本店及び支店に関する登記 .....	323
第1節	本店移転の登記 .....	325
第2節	支店に関する登記 .....	333
第7章	支配人に関する登記 .....	351
第8章	設立の登記 .....	359
第1節	発起設立 .....	361
第2節	募集設立 .....	369
第9章	解散・清算に関する登記 .....	375
第1節	解散の登記 .....	377
第2節	清算人の登記 .....	382
第3節	清算結了の登記 .....	393
第4節	会社の継続の登記 .....	395
第10章	登記の更正・抹消に関する登記.....	403
第1節	登記の更正の登記 .....	405
第11章	特例有限会社に関する登記 .....	415
第1節	役員変更 .....	417
第2節	商号変更による株式会社への移行の登記 .....	424
第12章	組織再編に関する登記 .....	427
第1節	組織変更の登記 .....	429
第2節	合併の登記 .....	453
第3節	会社分割の登記 .....	465
第4節	株式交換・株式移転の登記 .....	473

# 第1編

## 株式会社に関する登記

### 第1章 定款変更(商号区・目的区)

#### に関する登記

第1節 商号変更

第2節 目的変更

第3節 公告方法の変更

第4節 貸借対照表に係る情報の提供を受  
けるために必要な事項の登記

## 第1節 商号変更

### 離形1 商号変更

1. 商号 △△株式会社 …… (注1)

1. 事 商号変更

1. 登 ○年○月○日変更

商号 ○○株式会社

… (注2)

1. 税 金3万円 (登録税別表1.24. (1)ツ)

1. 添 株主総会議事録

1通

委任状

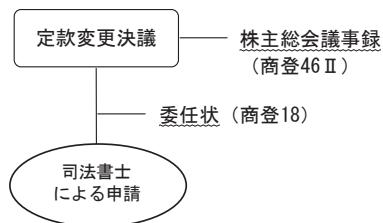
1通

申請人 ○○株式会社 …… (注2)

(注1) 旧商号を記載する。

(注2) 新商号を記載する。

<申請構造>



### 海野講師の Comment

- ① 定款変更に該当するので、株主総会の特別決議を要します (会466・309II⑪)。
- ② 商号の登記は、その商号が他人の既に登記した商号と同一であり、かつ、その営業所（会社にあっては、本店。）の所在場所が当該他人の商号の登記に係る営業所の所在場所と同一であるときは、することができます (商登27)。

到達度 チェック	うろ 覚え	大枠は OK	完璧！
/	/	/	

## 難形2

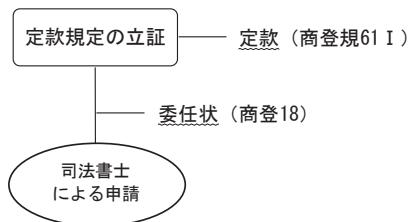
定款上は商号にローマ字を使い、登記上はカタカナで表記している会社が、登記上もローマ字を用いる場合

1. 商号 エーピーシー株式会社

- |      |                          |            |
|------|--------------------------|------------|
| 1. 事 | 錯誤による更正                  |            |
| 1. 登 | 商号を A B C 株式会社と更正        |            |
| 1. 税 | 金 2 万円（登録税別表1.24. (1) ネ） |            |
| 1. 添 | 定款<br>委任状                | 1 通<br>1 通 |

申請人 A B C 株式会社

<申請構造>



## 海野講師の Comment

- ① 平成14年改正により、商号の登記にローマ字、アラビア数字などを用いることができるようになったが、改正以前から、定款で定める商号にローマ字を用いることは差し支えないとしているため、定款上は商号中にローマ字を用い、登記上はその部分を片仮名で表記している会社が存在します。このような会社については、登記の更正手続に準じて登記上の商号をローマ字に訂正することができます（平14.7.31民商1841号）。
- ② これに対し、定款上日本文字により商号を表記している会社がローマ字商号を登記するためには、定款の変更手続が必要であり、これに基づいて商号の変更の登記をする必要があります（平14.7.31民商1841号）。

### 離形3

商号の登記を抹消された会社が新たな商号の登記を申請する場合

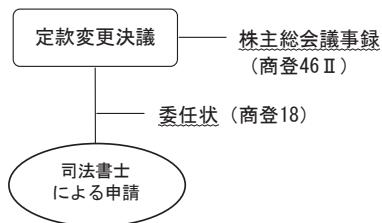
1. 抹消前商号 東京商事株式会社

1. 事 商号の登記  
1. 登 ○年○月○日変更  
商号 青山商事株式会社  
1. 税 金3万円（登録税別表1.24. (1) ツ）  
1. 添 株主総会議事録  
委任状

1通  
1通

申請人 青山商事株式会社

<申請構造>



### 海野講師の Comment

- 次に掲げる場合において、当該商号の登記をした者がそれぞれに定める登記をしないときは、当該商号の登記に係る営業所（会社にあっては、本店）の所在場所において同一の商号を使用しようとする者は、登記所に対し、当該商号の登記の抹消を申請することができます（商登33Ⅰ）。この場合に、抹消された商号を新たに登記する必要がある場合にする登記申請が離形3です。

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| ① 登記した商号を廃止したとき          | → 当該商号の廃止の登記  |
| ② 正当な事由なく2年間当該商号を使用しないとき | → 当該商号の廃止の登記  |
| ③ 登記した商号を変更したとき          | → 当該商号の変更の登記  |
| ④ 商号の登記に係る営業所を移転したとき     | → 当該営業所の移転の登記 |

## 第2節 目的変更

### ■事例

#### 【登記事項証明書の内容の抜粋】

目的	1. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 2. 前号に附帯する一切の業務
----	--

#### 【平成29年5月20日付け臨時株主総会議事録記載の事実関係】

平成29年5月20日午前10時00分より、当会社本店会議室において、株主及び役員全員が出席し、臨時株主総会が開催された。

#### 議案 目的の変更の件

議長は、定款を次の新旧対照表のとおりに変更したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、出席株主全員が賛成し、可決確定した。

旧	新
第〇条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 2. 前号に附帯する一切の業務	第〇条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 2. コンピューターソフトウェアの開発及び販売 3. 前各号に附帯する一切の業務

以上をもって、議事を終了したので、議長は午前11時00分、株主総会の閉会を宣した。

### 問

登記申請書の記載すべき事項のうち、登記の事由、登記すべき事項、登録免許税の額並びに添付書面の名称及び通数を記載しなさい。

到達度 チェック	うろ 覚え	大枠は OK	完璧！
	/	/	/

#### 雑形4

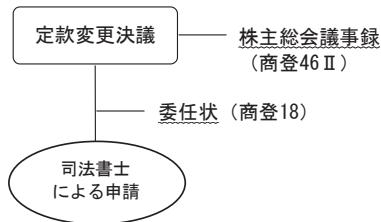
#### 目的変更

1. 事 目的の変更  
1. 登 平成29年5月20日変更

1. 目的	… (注)
1. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介	
2. コンピューターソフトウェアの開発及び販売	
3. 前各号に付帯する一切の業務	
1. 税 金3万円（登録税別表1.24.(1)ツ）	
1. 添 株主総会議事録	1通
委任状	1通

(注) 変更後の目的の全部を記載する。

<申請構造>



#### 海野講師の Comment

- ① 定款変更に該当するので、株主総会の特別決議を要します（会466・309Ⅱ⑪）。
- ② 変更後の目的は、「適法性」・「営利性」・「明確性」を備えたものであることが必要ですが、「具体性」については、審査を要しないものとされているので、目的を単に「事業」とすることも可能です。

## 第3節 公告方法の変更

### 事例

【登記事項証明書の内容の抜粋】

公告をする方法	官報に掲載してする。
---------	------------

【平成29年5月20日付け臨時株主総会議事録記載の事実関係】

平成29年5月20日午前10時00分より、当会社本店会議室において、株主及び役員全員が出席し、臨時株主総会が開催された。

議案 公告する方法の変更の件

議長は、定款を次の新旧対照表のとおりに変更したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、出席株主全員が賛成し、可決確定した。

旧	新
第〇条 当会社の公告方法は、官報に掲載してする。	第〇条 当会社の公告方法は、日本経済新聞に掲載してする。

以上をもって、議事を終了したので、議長は午前11時00分、株主総会の閉会を宣した。

### 問

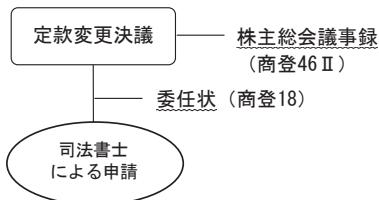
登記申請書の記載すべき事項のうち、登記の事由、登記すべき事項、登録免許税の額並びに添付書面の名称及び通数を記載しなさい。

到達度 チェック	うろ 覚え	大枠は OK	完璧！
	/	/	/

## 雑形5 電子公告以外を公告方法とする場合

1. 事	公告をする方法の変更	
1. 登	平成29年5月20日変更	
公告をする方法		
日本経済新聞に掲載してする。		
1. 税	金3万円（登録税別表1.24. (1) ツ）	
1. 添	株主総会議事録 委任状	1通 1通

### ＜申請構造＞



## 海野講師の Comment

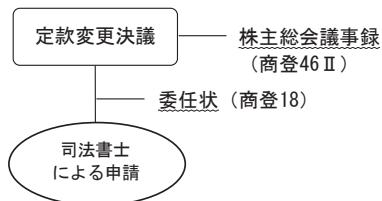
- ① 会社は、公告方法として、① 官報に掲載する方法、② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法、③ 電子公告のいずれかを定款で定めることができます（会939I）。
- ② 公告方法の変更は、定款変更に該当するので、株主総会の特別決議を要します（会466・309II⑪）。
- ③ 公告方法の定めがない会社又は外国会社の公告方法は、「官報に掲載する方法」とされます（会939IV）。この場合、官報に掲載する方法を公告方法とする旨が登記事項となる点に注意を要します（会911III⑨）。すなわち、公告方法は定款の絶対的記載事項ではないが、常に登記事項となるのです。
- ④ 公告媒体の適格性として、読者が一市一郡に偏在するものや（昭36.12.18民四242号）、日曜日を休刊しているものは可能であるが（同上）、スポーツ新聞・業界新聞等のように時事に関しない日刊新聞紙や週刊新聞紙、英字新聞紙を唯一の公告方法とすることは許されません（登研476号）。

## 離形6 電子公告を公告方法とする場合

- |   |                        |          |
|---|------------------------|----------|
| 1. 事  | 公告をする方法の変更             |          |
| 1. 登  | ○年○月○日変更               |          |
| 公告をする方法   |                        |          |
| 電子公告の方法により行う。   |                        |          |
| <a href="http://www.〇〇〇/〇〇〇/index.html…">http://www.〇〇〇/〇〇〇/index.html…</a> (注) |                        |          |
| 1. 税  | 金3万円 (登録税別表1.24. (1)ツ) |          |
| 1. 添  | 株主総会議事録<br>委任状         | 1通<br>1通 |

(注) 決定されたURLは、通常半角文字であるが、これを登記する場合には、登記情報システム上全角文字で表示される。

### <申請構造>



## 海野講師の Comment

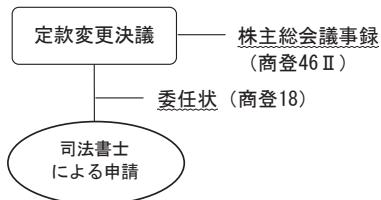
- 会社又は外国会社が「電子公告」を公告方法とする旨を定める場合には、定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足ります（会939Ⅲ前段）。電子公告を実施するウェブページのアドレスは、定款の記載又は記録事項ではありませんが、登記事項とされているので、申請書にはウェブページのアドレスまで記載する必要があります（会911Ⅲ⑧イ、施規220 I ②）。

## 雛形7

### 予備的公告方法の定めがある場合

1. 事	公告をする方法の変更
1. 登	〇年〇月〇日変更 公告をする方法 電子公告の方法により行う。 <a href="http://www.OOO.koukoku.com">http://www.OOO.koukoku.com</a> 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。
1. 税	金3万円（登録税別表1.24. (1)ツ）
1. 添	株主総会議事録 委任状 1通 1通

### <申請構造>



## 海野講師の Comment

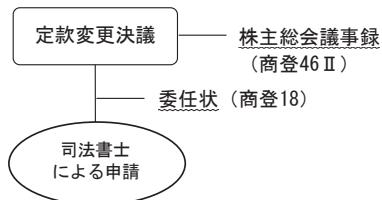
- 会社又は外国会社が「電子公告」を公告方法とする旨を定める場合においては、定款で、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、官報に掲載する方法又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法のいずれかを定めることができる（会939III後段）。

## 離形8

### 公告方法を廃止した場合

1. 事	公告をする方法の変更
1. 登	○年○月○日変更 公告をする方法 官報に掲載してする
1. 税	金3万円（登録税別表1.24. (1)ツ）
1. 添	株主総会議事録 委任状
	1通 1通

### ＜申請構造＞



## 海野講師の Comment

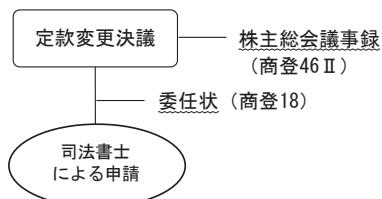
- ① 定款変更に該当するので、株主総会の特別決議を要します（会466・309Ⅱ⑪）。
- ② 公告方法の定めがない会社又は外国会社の公告方法は、「官報に掲載する方法」とされます（会939IV）。この場合、官報に掲載する方法を公告方法とする旨が登記事項となる点に注意を要します（会911Ⅲ⑨）。すなわち、公告方法は定款の絶対的記載事項ではないが、常に登記事項となるのです。

## 雛形9

### 電子公告と貸借対照表の公告アドレスを別に定める場合

1. 事	公告をする方法の変更
1. 登	○年○月○日変更 公告をする方法 電子公告の方法により行う。 <a href="http://www.○○○.com/koukoku.html">http://www.○○○.com/koukoku.html</a>
	貸借対照表の公告 <a href="http://www.○○○.com/kessan/index.html">http://www.○○○.com/kessan/index.html</a>
1. 税	金3万円（登録税別表1.24. (1)ツ）
1. 添	株主総会議事録 委任状
	1通 1通

### <申請構造>



## 海野講師の Comment

- 電子公告を公告方法とする株式会社においては、決算公告の内容である情報の提供を受けるためのウェブページのアドレスを、決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのウェブページのアドレスとは別に登記することができます（施規220II）。これは、従来から、電磁的公示制度による貸借対照表等の公開を行なっていた株式会社が、電子公告を公告方法とする際に決算公告は従来のホームページで行い、他の公告はこれとは異なるホームページで行いたいとする要望に応えるものです。

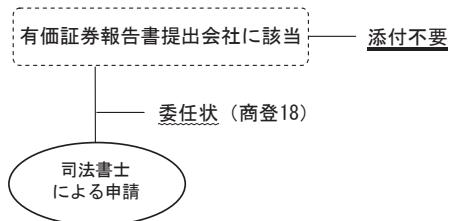
## 雛形10

雛形9の登記完了後、有価証券報告書提出会社に該当した場合

- |      |   |
|------|---|
| 1. 事 | 公告をする方法の変更  |
| 1. 登 | ○年○月○日変更<br>公告をする方法<br>電子公告の方法により行う。<br><a href="http://www.○○○.com/koukoku.html">http://www.○○○.com/koukoku.html</a> |
| 1. 税 | 金3万円（登録税別表1.24. (1) ツ）  |
| 1. 添 | 委任状   |

1通

<申請構造>



## 海野講師の Comment

- ① 電子公告を公告方法とし、かつ、貸借対照表の公告のためのURLを別に登記してある会社が有価証券報告書提出会社に該当した場合には、貸借対照表の公告に関する規律が法律上当然に適用除外となる（会440IV）ため、貸借対照表の公告のためのURLの登記を抹消すべく、公告方法の変更の登記を申請する必要があります。
- ② 日付は有価証券報告書提出会社に該当した日となります。
- ③ 有価証券報告書提出会社に該当したことの証する書面の添付は不要です。

## 第4節 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために 必要な事項の登記

### ■事例

【登記事項証明書の内容の抜粋】

公告をする方法	日本経済新聞に掲載してます。
---------	----------------

### ■事実関係

平成29年5月20日、申請会社の代表取締役は、貸借対照表の公告に代わる措置を執ることを決定し、貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項を以下のように定めた。

URL <http://www.○○○.kessan.com>

### ■問

登記申請書の記載すべき事項のうち、登記の事由、登記すべき事項、登録免許税の額並びに添付書面の名称及び通数を記載しなさい。

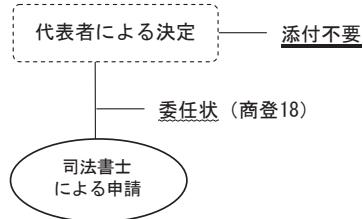
到達度 チェック	うろ 覚え	大枠は OK	完璧！
	/	/	/

## 雛形11

公告方法が新聞公告の会社が、決算公告のみw e bページに公告する場合

- |      |  |
|------|--|
| 1. 事 | 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の設定   |
| 1. 登 | 平成29年5月20日設定<br>貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項<br>http://www.○○○.kessan.com |
| 1. 税 | 金3万円（登録税別表1.24.(1)ツ）   |
| 1. 添 | 委任状  |
|      | 1通   |

### <申請構造>



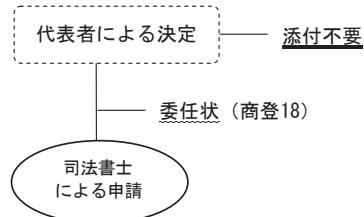
### 海野講師のComment

- ① 公告方法が「電子公告」(会939 I ③)の方法である株式会社の場合は、決算公告も電子公告でされるため、あらためて決算公告について電磁的公示方法を採用することはありませんが、公告方法が「官報」(会939 I ①)又は「日刊新聞紙」(会939 I ②)の方法である株式会社の場合は、決算公告について電磁的公示方法を採用することができます (440III)。
- ② 公告方法が「官報」(会939 I ①)又は「日刊新聞紙」(会939 I ②)の方法である株式会社が、決算公告について電磁的公示方法を採用する場合 (440III) には、会社の代表者 (代表取締役・代表執行役) による業務の決定として行われます。このとき、委任状以外の添付書面は要しません。

## 離形12 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の廃止の場合

- |      |                              |    |
|------|------------------------------|----|
| 1. 事 | 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の廃止 |    |
| 1. 登 | ○年○月○日廃止                     |    |
| 1. 税 | 金3万円（登録税別表1.24.(1)ツ）         |    |
| 1. 添 | 委任状                          | 1通 |

### <申請構造>



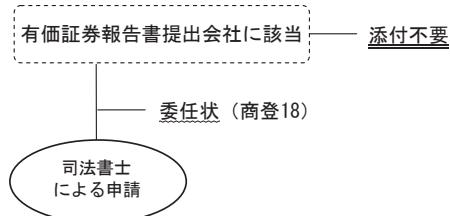
### 海野講師の Comment

- 離形11の登記後、貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項を廃止する旨の決定をした場合の登記記載例です。この決定は、会社の代表者（代表取締役・代表執行役）による業務の決定として行われます。このとき、委任状以外の添付書面は要しません。

### 雑形13 雜形 11 の登記完了後、有価証券報告書提出会社に該当した場合

- |      |                              |     |
|------|------------------------------|-----|
| 1. 事 | 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の廃止 |     |
| 1. 登 | ○年○月○日廃止                     |     |
| 1. 税 | 金 3 万円（登録税別表1. 24. (1) ツ）    |     |
| 1. 添 | 委任状                          | 1 通 |

#### <申請構造>



### 海野講師の Comment

- ① 官報又は日刊新聞紙を公告方法とし、かつ、貸借対照表の電磁的開示のためのURLを登記してある会社が有価証券報告書提出会社に該当した場合には、貸借対照表の電磁的開示に係る規律が法律上当然に適用除外となる（会440IV）ため、当該電磁的開示のためのURLの登記を廃止する変更の登記を申請する必要があります（会915・911III）。
- ② 登記手続については、業務決定として電磁的開示の措置を廃止する場合と同様です。  
添付書面は、委任状以外に必要はなく、有価証券報告書提出会社に該当することを証する書面の添付も不要です（平18・3・31民商782号通達）。
- ③ 日付は有価証券報告書提出会社に該当した日となります。

# 索引

1	商号変更 .....	3
2	定款上は商号にローマ字を使い、登記上はカタカナで表記している会社が、登記上もローマ字を用いる場合 .....	4
3	商号の登記を抹消された会社が新たな商号の登記を申請する場合 .....	5
4	目的変更 .....	8
5	電子公告以外を公告方法とする場合 .....	10
6	電子公告を公告方法とする場合 .....	11
7	予備的公告方法の定めがある場合 .....	12
8	公告方法を廃止した場合 .....	13
9	電子公告と貸借対照表の公告アドレスを別に定める場合 .....	14
10	雛形9の登記完了後、有価証券報告書提出会社に該当した場合 .....	15
11	公告方法が新聞公告の会社が、決算公告のみwebページに公告する場合 .....	18
12	貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の廃止の場合 .....	19
13	雛形11の登記完了後、有価証券報告書提出会社に該当した場合 .....	20
14	発行可能株式総数の変更 .....	23
15	株式分割と同時にを行う発行可能株式総数の変更（株式分割の割合の範囲内での増加の場合・取締役会設置・単一株式発行会社） .....	26
16	株式の消却（単一株式発行会社・定款に株式の消却により発行可能株式総数が減少する旨の定めがある場合） .....	27
17	発行可能種類株式総数の変更 .....	28
18	株券を発行する旨の定めの設定 .....	29
19	株券を発行する旨の定めの廃止 .....	30
20	発行する全部の株式の内容として株式の譲渡制限に関する規定の設定 .....	31
21	株式の譲渡制限に関する規定の変更（単一株式発行会社） .....	32
22	種類株式の内容として株式の譲渡制限に関する規定の設定 .....	34
23	株式の譲渡制限に関する規定の変更の場合（種類株式発行会社） .....	36
24	株式の譲渡制限規定廃止の場合（単一株式発行会社） .....	37
25	株主名簿管理人の設置（営業所が支店の場合） .....	40
26	株主名簿管理人の変更（営業所が本店の場合） .....	41
27	株主名簿管理人の名称（氏名、住所、営業所）の変更 .....	42
28	株主名簿管理人を置く旨の定款規定を廃止した場合 .....	43
29	株主名簿管理人との契約解除の場合（後任の株主名簿管理人を定めない場合） .....	44
30	発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の設定 .....	46
31	発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の廃止 .....	47
32	取得請求権付株式の定めの設定（発行する株式の全部の内容として） .....	48

〈執筆者〉

**海野 穎子（うの さだこ）**

慶應義塾大学文学部東洋史学科卒・学習院大学法科大学院修了。

平成8年、大学3年生のときに司法書士試験に最年少合格。大学4年生の春から司法書士事務所に勤務。大学卒業後、2つ目の司法書士事務所に転職し司法書士実務経験を積んだのち、大手ノンバンクの法務部において、債権回収業務に従事する。その後平成11年に、LEC東京リーガルマインド司法書士専任講師としてデビューし、現在に至る。講師経験は17年。毎年多数の合格者を輩出している。

平成24年、横浜市において海野司法書士事務所を開業。

---

## 司法書士試験 雜形コレクション266 商業登記法〈第2版〉

---

2015年6月30日 第1版 第1刷発行

2016年7月20日 第2版 第1刷発行

執筆●海野 穎子

編著者●株式会社 東京リーガルマインド

LEC総合研究所 司法書士試験部

---

発行所●株式会社 東京リーガルマインド

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10

アーバンネット中野ビル

☎03(5913)5011(代表)

☎03(5913)6336(出版部)

☎048(999)7581(書店様用受注センター)

振替 00160-8-86652

[www.lec-jp.com/](http://www.lec-jp.com/)

---

印刷・製本●倉敷印刷株式会社

---

©2016 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan

ISBN978-4-8449-8045-2

複製・頒布を禁じます。

本書の全部または一部を無断で複製・転載等することは、法律で認められた場合を除き、著作者及び出版者の権利侵害になりますので、その場合はあらかじめ弊社あてに許諾をお求めください。

なお、本書は個人の方々の学習目的で使用していただくために販売するものです。弊社と競合する営利目的での使用等は固くお断りいたします。

落丁・乱丁本は、送料弊社負担にてお取替えいたします。出版部までご連絡ください。

ISBN978-4-8449-8045-2

C3332 ¥2700E



9784844980452

定価 **本体2,700円+税**  
**SD08045**



1923332027004

- 司法書士受験生必携！調べたい雛形が必ず見つかる！
- 記憶の定着を図るため、重要な雛形には事例問題を掲載！
- 海野講師が講義で解説しているポイントを  
「海野講師のComment」として全雛形に記載！

海野講師担当の実践力PowerUp講座もチェック▶▶▶

LEC実践力

検索

